規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十一月二十二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
58	（略）	45	（略）	（略）
59	（略）	46	（略）	（略）
60	（略）	46	（略）	（略）
61	（略）	47	（略）	（略）
62	（略）	47	（略）	（略）
63	（略）	48	（略）	（略）
64	（略）	48	（略）	（略）
65	（略）	49	（略）	（略）
66	（略）	50	（略）	（略）
67	（略）	51	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
106	56	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	
109	57	（略）	（略）	
110	57	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	

改正前

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ　（略）

ロ　行政職俸給表㈡昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
58	（略）	46	（略）	（略）
59	（略）	47	（略）	（略）
60	（略）	48	（略）	（略）
61	（略）	49	（略）	（略）
62	（略）	49	（略）	（略）
63	（略）	50	（略）	（略）
64	（略）	50	（略）	（略）
65	（略）	51	（略）	（略）
66	（略）	51	（略）	（略）
67	（略）	52	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
106	57	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	
109	58	（略）	（略）	
110	58	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	